

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第35号

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年伊勢崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢崎市学校教育振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第36号

伊勢崎市学校教育振興基金条例の一部を改正する条例

伊勢崎市学校教育振興基金条例（平成23年伊勢崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額及び市民、各種団体等が基金への積立てを指定した寄附金の額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 7 号

伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年伊勢崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年 0. 1 パーセント未満の割合であるときは、年 0. 1 パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 改正後の附則第 2 条の規定は、延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 2 月 2 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 3 8 号

伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢崎市火災予防条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 4 4 条第 1 0 号」を「第 4 4 条第 1 1 号」に改める。

第 1 1 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え、「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め、同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし、第 1 3 号を第 1 7 号とし、同項第 1 2 号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 1 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし、第 1 1 号を第 1 2 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

と。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充填」を「充墳」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の伊勢崎市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。